

# くらしの情報

# INFORMATION

## 平成 19 年度保育所入所受付 申込みは各保育所(園)へ

来年度の入所受付を下記の日程で行います。保育所に入所するには、次のような基準があります。

- ◆滑川市内に住所があり、住んでいること
- ◆家庭内に保育する人がいないこと
- ◆お子さんが保育所での集団生活に支障がないこと

なお、現在入所しているお子さんで、来年度も引き続き入所を希望される場合も、申込手続きが必要です。また、申込期日が過ぎた場合でも、定員に余裕があれば随時受付します。

乳児保育、障害児保育、延長保育も行っていますので、入所を希望される保育所(園)にご相談ください。

問合せ先 各保育所(園)または福祉課児童福祉担当(内線335)

保育所(園)名	電話番号	受付日	時間	定員(人)
あずま保育所	475-0877	11月6日(月)	9:00~11:00	70
柳原保育所	475-0700	"	14:00~16:00	45
浜加積保育園	475-0592	11月7日(火)	9:00~11:00	120
坪川保育所	475-8105	"	14:00~16:00	45
中加積保育園	475-3837	11月8日(水)	9:00~11:00	150
滑川中央保育園	475-7181	"	14:00~16:00	90
高月保育園	475-2930	11月9日(木)	9:00~11:00	140
和光保育園	474-1258	11月10日(金)	14:00~16:00	60
上小泉保育園	475-4575	11月13日(月)	9:00~11:00	140
童和保育園	475-0516	"	14:00~16:00	60



### 全国一斉女性の権利ホットライン強化週間

人権擁護委員による無料電話相談を開催します。お気軽にお電話ください。

とき 11月13日(月)~19日(日)  
午前8時30分~午後7時30分  
※土曜・日曜日は、午前10時~午後5時

対象 女性の権利に関してお悩みの方

相談内容 夫・パートナーからの暴力、職場などにおけるセクハラ、ストーカー行為、その他女性をめぐる各種の問題

相談受付の電話番号  
441-0658 または  
0570-070-810

▼問合せ先 富山県人権擁護委員連合会  
(☎441-6376)

### 年末調整説明会

とき 11月21日(火)  
午後2時~3時45分

ところ 北アルプス文化センター大ホール(上市町)

▼問合せ先 魚津税務署法人課税第一部門  
(☎0765-24-4934)

### 震災乾燥・丸洗いサービスの実施について(有料)

実施予定日 11月6日(月)~14日(火)(※8日(水)、11日(土)、12日(日)は除く)

対象者 介護保険の要介護度4と5の方・身体障害者手帳1、2級をお持ちの方でいづれも在宅の方

申込期限 11月6日(月)まで

▼問合せ先 市社会福祉協議会(☎475-7000)

### 消防本部より

(☎475-0180)

#### 11月9日~15日は「秋の全国火災予防運動」

「消さないで、あなたの心の注意の火。」

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、暖房器具やガスこんろなど火気の取り扱いには十分注意しましょう。

#### 消火器の回収について

家庭にある古い消火器は、腐食などによって、使用すると破裂する危険があります。11月9日(木)~15日(水)の間、有料にて専門業者が回収いたします。不要の方は市消防署までお持ちください。

▼問合せ先 市消防本部

### タランピア 市民優待割引券

オープン8周年を記念して、お得な割引券を用意しました。スポーツの秋です。この機会にぜひご体験ください。

キリトリ線

~オープン8周年記念~

**75160P** 市民優待割引券

ダイナミックゾーン1回ご利用

**400円**  
(通常料金800円)

プラス100円で  
水着&キャップレンタル可

## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は大切に

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告の際に、1年間の納付額を申告することにより税の控除が受けられますが、生命保険料などと同様に証明書類を添付することが義務付けられています。このため、社会保険庁から11月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が国民年金の被保険者ご本人に送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。

## 扶養親族等申告書の提出をお忘れなく!

「老齢」または「退職」を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として所得税がかかります。(障害年金、遺族年金には所得税がかかりません。)

年金の支払者である社会保険庁は、年金を支払う際に所得税の各種控除を行い源泉徴収することになっており、この各種控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」の提出が必要となります。

11月中旬に社会保険庁から課税の対象となる方へ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(はがき)」が送付されます。この「扶養親族等申告書」を提出されないと、所得税の源泉徴収税額は提出された場合に比べ多くなりますので、忘れずに提出してください。

なお、課税対象となる方は、平成19年中に支払われる年金額が次の金額以上の方です。

- ① 65歳未満の方(昭和18年1月2日以後生まれの方)…108万円以上
- ② 65歳以上の方(昭和18年1月1日以前生まれの方)…158万円以上

問合せ先 魚津社会保険事務所(☎0765-24-1494)